

2022年度
東京都立大学 大学院
都市環境科学研究科
〔博士後期課程〕

「東京グローバルパートナー奨学金プログラム」
外国人留学生特別選抜

学 生 募 集 要 項

<東京グローバルパートナー奨学金プログラム外国人留学生特別選抜について>

東京都設立の公立大学法人が運営する東京都立大学の大学院において、東京グローバルパートナー奨学金プログラム外国人留学生特別選抜により、優秀な留学生を募集します。本特別選抜により入学を許可された留学生に対しては、学業・研究に専念できるよう、授業料等不徴収や奨学金給付等の生活支援を実施します。なお、本事業は2022年度東京都歳入歳出予算が2022年3月31日までに成立することを前提としております。

1 募集人員

1名

2 出願資格

以下の各号の要件を全て満たす者とします。

なお、出願する場合は、あらかじめ本研究科が指定する審査書類を提出し、本研究科からの出願許可を受ける必要があります。出願を希望する場合は、2022年3月11日（金）までに、指導を希望する本研究科の教員を通して本研究科まで申し出てください。

(1) 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者（見込みの者を含む）。又は、研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時において24歳に達している者。

(2) 次のイからハのいずれかに該当する者

イ 出願時において、アジア諸地域又は東京都の姉妹友好都市等に、主たるキャンパス、研究所、事務所等が所在する大学等研究機関、政府機関若しくは地方行政機関（以下「機関」という。）若しくは企業等に在籍する者又は機関の教育課程を卒業若しくは修了後1年内の者

ロ 出願時において、別紙1の協定校リストに記載の協定校に在籍する者又は協定校の課程を卒業若しくは修了後1年内の者

ハ 出願時において、出入国管理及びおよび難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管難民法」という。）別表第一の四に定める留学の在留資格により日本国内大学の修士課程（本学の博士前期課程に相当する課程）に在籍する者

(3) 機関、協定校及び日本国内大学の課程に在籍する者にあっては、出願時において在籍する課程の学業成績、それ以外の者にあっては、最終学歴の学業成績が、以下の換算表及び計算式により算出した値が2.30以上かつ奨学金支給期間中に在籍する課程においてもこれを維持する見込みがある者

<換算表>

区分	成績評価				
	4段階評価	優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価 ポイント	3	3	2	1	0

<計算式>

$$\{ ('評価ポイント3の単位数' \times 3) + ('評価ポイント2の単位数' \times 2) + ('評価ポイント1の単位数' \times 1) + ('評価ポイント0の単位数' \times 0) \} \div (\text{総登録単位数})$$

- 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出すること。
 - 編入学している場合は、編入学後の単位数を対象とすること。ただし、編入学前の成績評価（現大学の直前に在籍していた学校における成績）についても同様に学業成績係数を算出すること。
 - 上表の成績評価以外の評価（例えば、「認定」、「合格」など）は対象としないこと。学業成績係数に端数が出る場合は、小数点第3位以下を切り捨てる。
- (4) 日本語又は英語の能力を有する者として、次のいずれかの条件を満たす者
- イ 本学の博士後期課程への入学時点で日本語能力試験（JLPT）のレベルN2以上に合格している者
 - ロ 日本の大学院博士後期課程への入学資格を満たす教育課程を、日本語を主要言語として修了した者又は見込みの者
 - ハ 受入れを行う研究科において、ア又はイ相当の日本語能力を有していると認められた者
 - ニ 本学の博士後期課程への入学時点で、英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）のB2相当以上の資格又は検定試験のスコアを有している者
 - ホ 日本の大学院博士後期課程への入学資格を満たす教育課程を英語を主要言語として修了した者又は見込みの者
 - ヘ 受入れを行う各研究科において、ニ又はホ相当の英語能力を有していると認められた者
- (5) 課程修了までに、基本的な日本語の理解や日常会話の理解が可能な水準まで習得を目指す意欲がある者

- (6) 課程修了後、次のいずれかに就職する意志があること。
- イ 東京に本社又は支社がある企業（勤務地は日本国内外を問わない。）
 - ロ 日本又は海外の大学等研究機関
 - ハ 日本若しくは海外の政府機関又は地方行政機関（これに準ずる公的機関を含む。）
- (7) 課程修了後、留学により習得した知識や技術を活用し、東京ひいては世界の発展に対して貢献するとともに、高度知日派人材ネットワークの形成に協力し、東京と諸外国若しくは地域との相互理解・友好親善関係の推進に寄与する意志があること。
- (8) 渡日前に在外公館等で留学の査証を新規取得し、新規に取得した留学の在留資格で入国することができる者（既に他の在留資格（永住者、定住者等）を有している場合は、留学の在留資格に変更の上、新規渡日することができる者）。ただし、「出願資格」(2)ハに該当する者を除く。
- (9) 心身ともに大学における学業に支障がないこと。
- (10) 次のいずれにも該当しない者。ただし合格後に次のイからニのいずれかに該当することが判明した場合には、入学後、奨学金等の支援を原則として実施しない。
- イ 出願時に日本国籍を有する者、出入国管理に関する特別永住者、入管難民法による永住の許可を受けている者。
 - ロ 現役軍人又は軍属の資格を有する者。
 - ハ 入学時に、他機関から奨学金、研究費等を受給する者。
- ニ 博士後期課程にあっては、博士後期課程の教育を過去に日本政府奨学生として、本学又は国内他大学で受けたことがある者。

(注1)

アジア諸地域 次の東アジア、東南アジア及び南アジアの国及び地域をいう。

インド、インドネシア共和国、カンボジア王国、シンガポール共和国、スリランカ民主社会主义共和国、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国、ネパール連邦民主共和国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、東ティモール民主共和国、フィリピン共和国、ブータン王国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、モルディブ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国、台湾

(注2)

東京都の姉妹友好都市等 次の東京都の姉妹友好都市、アジア大都市ネットワーク 21 会員都市、その他東京都が都市外交を展開する海外主要都市をいう。

<姉妹友好都市>

ニューヨーク市、北京市、パリ市、ニュー・サウス・ウェールズ州、ソウル特別市、ジャカルタ特別市、サンパウロ州、カイロ県、モスクワ市、ベルリン市、ローマ市、ロンドン市

<アジア大都市ネットワーク 21 会員都市>

バンコク都、デリー準州、ハノイ市、ジャカルタ特別市（首都特別州）、クアラルンプール、マニラ市、ソウル特別市、シンガポール共和国、台北市、トムスク州、ウランバートル市、ヤンゴン市

3 出願

(1) 出願期間 2022年4月4日(月)～2022年4月15日(金)(必着)

(2) 出願書類提出先 東京都立大学管理部理系学務課都市環境学部教務係
〒192-0397 東京都八王子市南大沢1-1

(3) 提出書類

	注意事項
A 入学願書	<ul style="list-style-type: none">本研究科所定の用紙によること。(裏面も記入欄あり)
B 博士前期課程修了(見込) 証明書	<ul style="list-style-type: none">出身(所属先)大学の学長が作成したもの 外国の学校又は機関等が作成し、英語、日本語以外の言語で発行されたものは、英語又は日本語訳を添付すること。
C 健康診断書	<ul style="list-style-type: none">本研究科所定の用紙によること
D 申請書(様式1-1)	<ul style="list-style-type: none">本研究科の用紙により、英語又は日本語で作成すること修士論文概要も添付すること写真(縦4cm×横3cm)は、出願前3か月以内に撮影した正面・無帽、上半身のものを指定欄に貼ること。(宗教上または医学上の理由がない限り)
E 推薦調書(様式2)	<ul style="list-style-type: none">出身(所属先)大学の指導教員または勤務先の所属長が作成したもの本研究科所定の用紙により、英語又は日本語で作成すること
F 成績証明書	<ul style="list-style-type: none">出身(所属先)大学の学長が作成したもの大学学部1年から直近のものまで記載されていること 外国の学校又は機関等が作成し、英語、日本語以外の言語で発行されたものは、英語又は日本語訳を添付すること。
G 語学能力を示す証明書	<ul style="list-style-type: none">語学能力試験の合格通知書、スコアのコピー2(4)口又はホに該当の場合は、それを証明する証明書
H 学業成績エントリーシート	<ul style="list-style-type: none">本研究科所定のファイルに入力の上、提出すること
I 専攻分野及び研究計画書(様式1-2)	<ul style="list-style-type: none">本研究科所定の用紙により、英語又は日本語で作成すること
J 将来のキャリアプランと東京都立大学及び東京都への貢献について(様式3)	<ul style="list-style-type: none">本研究科所定の用紙により、英語又は日本語で作成すること

K 誓約書（様式4）	・本研究科所定の用紙によること
L パスポートの写し	・表紙及び氏名と国籍が分かるページの写しを提出すること
M 住宅紹介調書 (様式5)	・本研究科所定の用紙により、英語又は日本語で作成すること
N 証明書用顔写真	・証明書用顔写真（40mm×30mm）2枚

(注) D～I の書類は、出願前の事前審査の際に提出していただくものです。提出時期は本研究科の教員の指示に従ってください。

4 入学者選考方法

入学者の選考は、提出書類により、第1次選考を行い、その合格者に対して、口述試験による最終選考を行います。

- (1) 選考期日 2022年5月6日（金）から5月31日（火）の間で本研究科が指定する日
- (2) 試験場 東京都立大学 南大沢キャンパス 又は 本研究科が指定する場所
- (3) 口述試験内容 口述を中心とした専門科目の試験を課します。
※ 試験時間等は、志望する専攻から連絡します。

5 合格発表

日時 2022年6月22日（水） 14時
東京都立大学管理部理系学務課事務室前に発表

合格者には指導を予定する教員より、合格通知書と入学手続書類を交付します。

6 入学時期

2022年10月1日

7 入学者への支援

入学手続が完了した者に対して、以下の支援を行います。

- (1) 入学考查料・入学料
不徴収とします。
- (2) 授業料
博士後期課程標準修業年限（3年間）の授業料を不徴収とします。
- (3) 奨学金
月額15万円の奨学金を給付します。給付期間は、2022年10月から、博士後期課程標準修業年限（3年間）の間とします。

(4) 渡航費

留学生の居住地最寄りの国際空港から成田空港又は羽田空港までの片道航空券（エコノミークラス）を支給します。また、留学生が学位を取得し帰国する際には、成田空港又は羽田空港から留学生居住地最寄りの国際空港までの片道航空券（エコノミークラス）を支給します。なお、成田空港又は羽田空港から各キャンパスまで及び各キャンパスから成田空港又は羽田空港までの交通費は学生負担とします。

※標準修業年限を超えて学位を取得した場合、退学（標準修業年限内に課程修了に必要な単位を取得し退学する場合を除く。）した場合及び奨学金支給期間終了後、引き続き日本に滞在し一時帰国する場合等に伴う帰国の運賃は給付しません。

(5) 住宅

希望者に対しては、協力会社が住居紹介・契約手続きの支援を行います。住宅紹介調書は希望の有無に関わらず、全出願者、提出が必要となります。

※賃料、食費等は自己負担です。

※国際学生宿舎は単身者用のみになります。家族用の物件の紹介はできません。また、家族を呼び寄せる場合、呼び寄せのための手続きはご自身で行う必要があります。

※住居紹介は、希望する条件に一致する住居を紹介することをお約束するものではありませんのでご留意ください。

(6) 留意事項

奨学金は日本に入国した後に支給が開始されます。日本政府の方針による入国制限等により日本に入国することが出来ない場合も、その間は奨学金の支給はありません。また、日本政府の方針により、日本入国後にホテルでの待機等が必要となる場合、その費用は留学生本人に負担いただきます。

次の場合には奨学金等の支援を原則として打ち切ります。

- ・申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ・学長への誓約事項に違反したとき。
- ・本学において、退学等の懲戒処分を受けたとき、又は除籍になったとき。
- ・学業成績等不良や休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ・本学を退学（標準修業年限内に課程修了に必要な単位を取得し、退学する場合を除く。）したとき、又は他の大学院に転学したとき。
- ・入管難民法別表第一の四に定める留学の在留資格を喪失したとき、又は他の在留資格に変更したとき。
- ・他の奨学金等の経済的支援制度に申請したとき。ただし、課程修了後に受給を開始する奨学金等への申請についてはこの限りでない。
- ・健康上の理由により、留学を継続し難いと認められるとき。
- ・「出願資格」第10号イからニに該当することが判明したとき。

8 注意事項

入学許可後であっても、受験中あるいは事前申請・出願手続に不正があったと認められた場

合には、入学の許可を取り消します。

9 帰国後の責務

留学生は、留学期間終了後、留学により習得した知識や技術を活用し、東京ひいては世界の発展に対して貢献するとともに、高度知日派人材ネットワークの形成に協力し、東京と留学生の出身国・地域との相互理解・友好親善関係の推進に寄与するよう努めなければなりません。

